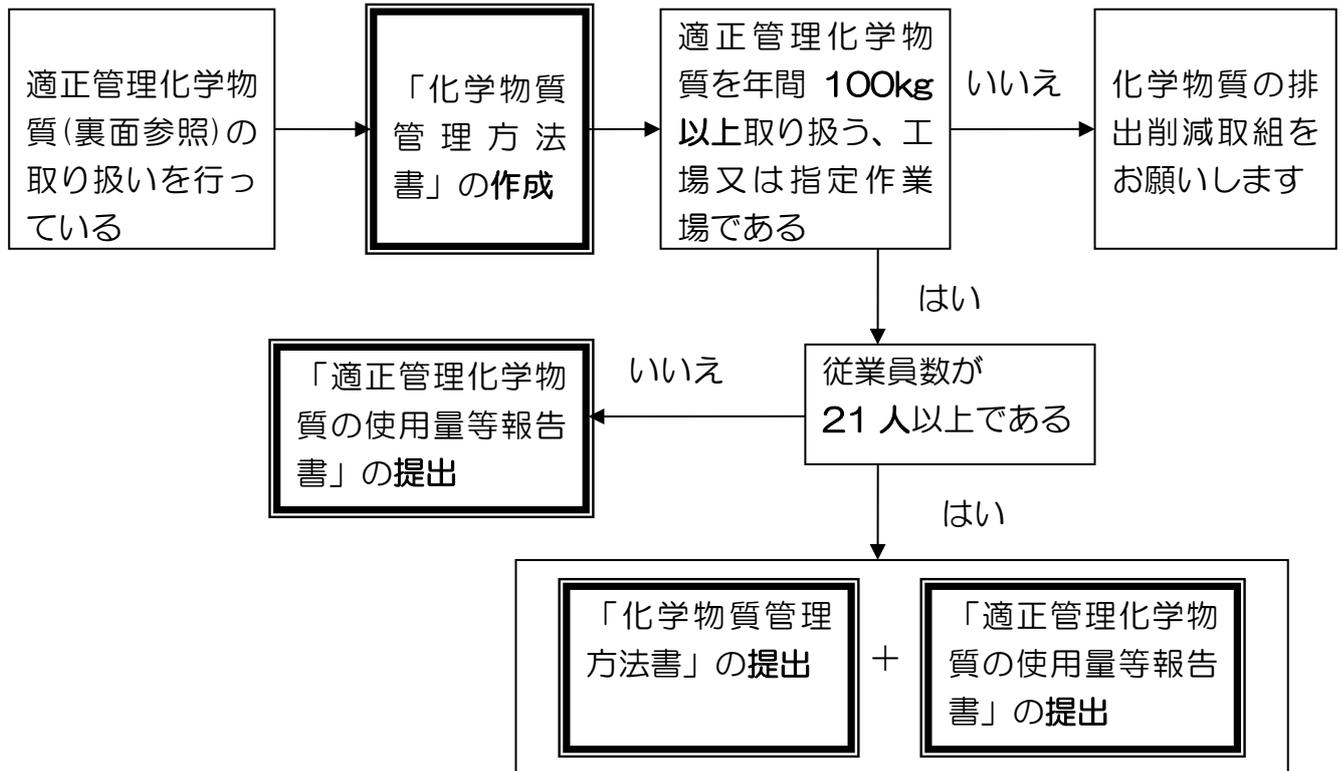


# 化学物質適正管理のご案内

適正管理化学物質（59物質）を取り扱う事業者は、「化学物質管理方法書の作成・提出」「適正管理化学物質の使用量等報告書」の提出が義務付けられております。

※「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成13年10月1日施行）



「適正管理化学物質の使用量等報告書」は、前年度（前年4月から当該年の3月まで）の使用量を、4月～6月末日までに、正・副2部作成して提出ください。

確認後、副本を返却いたしますので、返信用の封筒を同封してください。

提出された使用量の報告等は、東京都環境局により、都内事業者の業種ごとにまとめられ、化学物質の環境への排出削減等の状況として公表されます。



報告書提出先・問い合わせ先

世田谷区環境政策部環境保全課

〒158-0094

世田谷区玉川1-20-1

電話 03-6432-7137

FAX 03-6432-7981

# 適正管理化学物質



1	アクロレイン	16	酢酸エチル	31	スチレン	46	ピリジン
2	アセトン	17	酢酸ブチル	32	セレン及びその化合物	47	フェノール
3	イソアミルアルコール	18	酢酸メチル	33	チウラム	48	ふっ化水素及びその水溶性塩
4	イソプロピルアルコール	19	酸化エチレン	34	チオベンカルブ	49	ヘキサン
5	エチレン	20	シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物）	35	テトラクロロエチレン	50	ベンゼン
6	塩化スルホン酸	21	四塩化炭素	36	1,1,1-トリクロロエタン	51	ホルムアルデヒド
7	塩化ビニルモノマー	22	1,2-ジクロロエタン	37	1,1,2-トリクロロエタン	52	マンガン及びその化合物
8	塩酸	23	1,1-ジクロロエチレン	38	トリクロロエチレン	53	メタノール
9	塩素	24	1,2-ジクロロエチレン	39	トルエン	54	メチルイソブチルケトン
10	カドミウム及びその化合物	25	1,3-ジクロロプロペン	40	鉛及びその化合物	55	メチルエチルケトン
11	キシレン	26	ジクロロメタン	41	ニッケル	56	有機リン化合物（EPNに限る）
12	クロム及び三価クロム化合物	27	シマジン	42	ニッケル化合物	57	硫酸
13	六価クロム化合物	28	臭素化合物（臭化メチルに限る）	43	二硫化炭素	58	ほう素及びその化合物
14	クロルピクリン	29	硝酸	44	砒素及びその無機化合物	59	1,4-ジオキサン
15	クロロホルム	30	水銀及びその化合物	45	PCB	・	・・・・・・・・

PRTR法の第一種指定化学物質（462物質）を年間1 t以上取り扱っている事業所は、条例の使用量報告とは別に、排出量・移動量の届出が必要です。